

SABO NEWS LETTER

第 88 号【発行日】平成 19 年 4 月 16 日(月)【発行】(社)全国治水砂防協会

目 次

- 1 . 目次・行事予定 1
- 2 . 国土交通省砂防部長よりご挨拶 2
- 3 . 国土交通省砂防部組織概要 (H19.4.1 現在) 5
- 4 . 国土交通省砂防部配置図 (H19.4.1 現在) 6
- 5 . 能登半島地震による土砂災害に対する砂防部の支援について 7
 - 5 - 1 能登半島地震の被害状況
 - 5 - 2 能登半島地震支援状況
- 6 . 平成 18 年度における土砂災害防止法に基づく
土砂災害警戒区域等の指定状況について 9
 - 6 - 1 土砂災害危険区域の指定状況について
 - 6 - 2 全国における土砂災害警戒区域等の指定状況について
 - 6 - 3 土砂災害警戒避難ガイドラインについて
- 7 . 平成 19 年度「土砂災害に対する全国統一防災訓練」のお知らせ . . . 1 2

行 事 予 定

(国土交通省砂防部)

- 4/17 第 2 回土砂災害対策懇談会 (三田共用会議所)
- 5/15 全国直轄砂防関係事務所長会議 (砂防会館別館 立山会議室)
全国砂防主管課長会議 (砂防会館別館 穂高会議室)

(全国治水砂防協会)

- 5/8 全国治水砂防協会 監事会 (砂防会館本館 特別会議室)
- 5/15 全国治水砂防協会 評議員会 (砂防会館別館 六甲会議室)
全国治水砂防協会 理事会 (砂防会館別館 霧島会議室)
全国治水砂防協会 参与会 (砂防会館別館 穂高会議室)
全国治水砂防協会 直轄事務所長連絡会 (砂防会館別館 立山会議室)
全国治水砂防協会 賛助会員情報連絡会議 (砂防会館別館 霧島会議室)
- 5/16 全国治水砂防協会 第 71 回通常総会 (砂防会館別館 利根会議室)
- 5/30 九州・沖縄ブロック市町村職員土砂災害対策研修会 (佐賀県)

ご質問、ご意見、ご感想、記事の詳細内容等、お問合せ先

社団法人 全国治水砂防協会

担当：岡本，宮内，阿部，野間

住所：〒 102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-5 砂防会館内

電話：03-3261-8386 FAX：03-3261-5449 E-mail：kyokai@sabo.or.jp

砂防に関する最新情報は砂防協会ホームページをご覧ください。

<http://www.sabo.or.jp/>

会員の皆様へ

暖冬から春先の冷え込みとなり、桜の開花がやや遅れたようですが、桜前線は着実に北上しています。

予算案も通過し、新年度がスタートしました。地震対策の急傾斜地崩壊対策事業や地域の防災拠点を守る砂防事業などを新たに加えて、砂防行政を推進してまいります。

能登半島地震が発生しました。地震後も注意が必要です

年度末、能登半島地震が石川県北部を襲いました。この地震によるがけ崩れ等の土砂災害発生件数は、60件余と比較的少なかったのですが、地震によって山が緩んでいるおそれがあり、今後降雨時等にはがけ崩れや土石流といった土砂災害が発生するおそれがあり、注意が必要です。また、4月に入って、2日には南太平洋のソロモン諸島で大規模地震が発生し、日本への津波の襲来が心配されました。地震は、いつ、どこで発生してもおかしくないことを改めて感じさせる一連の出来事でした。

地球温暖化によって土砂災害の多発化が危惧されます

2月はじめに、「気候変動に関する政府間パネル～IPCC」から、地球の温暖化に関する報告書が出され、また、今月6日にも新たな報告書が発表されました。これらによると、地球温暖化が進んでいることが断定できるとするとともに、人為起源の温室効果ガスの増加が温暖化の原因とほぼ断定できるとしています。今後の取り組み状況によって差はあるものの、地球温暖化がさらに進むこと。それに伴い、人間や生物への影響が深刻化してくると警告しています。また、台風が大型化し、集中豪雨が増加する可能性が高いこと等を指摘していることから、今後さらに土砂災害が多発することを覚悟しなければなりません。

土砂災害警戒区域等の指定が進んでいます

土砂災害防止法に基づく都道府県知事による土砂災害警戒区域等の指定が進んでいます。全都道府県で指定が始まっており、3月末時点で、土砂災害警戒区域が43,722箇所、

(次頁へ続く)

土砂災害特別警戒区域が17,926箇所に達しました。前年に比べれば、格段に指定数が増えています。危険箇所は52万箇所あるとされており、今後さらに、会員の皆様のご協力をいただきながら、指定の推進を図っていく必要があります。

大規模土砂災害に対する危機管理体制の整備・充実を図る必要があります

このところ、記録的な豪雨や大規模な地震などによって、市町村や都道府県の対応では限界を超えるような大規模な土砂災害が発生しています。このため、大規模土砂災害に対する危機管理体制を検討し、整備・充実しておく必要があることから、「大規模土砂災害危機管理検討委員会」（委員長：水山高久京都大学大学院農学研究科教授・（社）砂防学会会長）を設置し、今年3月に「大規模土砂災害に対する危機管理のあり方について」の提言をいただきました。ここでは、最適な者が危機管理を実施すること、機能し得る者が現場において適時適切に機能を発揮することができるよう、市町村、都道府県、国（国土交通省）の役割分担を決めておくことが必要であるとし、一般に大規模土砂災害の危機管理を経験することが少ない市町村に対しては、国が主体的・自立的な支援や緊急措置ができる体制を整えておく必要があること、などがその内容となっています。今後、この提言に沿って、実態的な危機管理体制の整備・充実を図っていく必要があります。

土砂災害に対する警戒避難ガイドラインの検討が進められています

災害対策基本法では、災害時に避難勧告等を発令するのは、市町村長の責務となっていますが、最近の土砂災害発生時の警戒避難の実態を見ると、的確な避難勧告が出され、避難に結びついている事例が少ない状況にあります。このことは、土砂災害に対する警戒避難の難しさを物語っているともいえます。土砂災害警戒区域等の指定が進んでいますが、これらの区域を対象とした的確な警戒避難体制の整備を早急に進める必要があります。

そこで、「土砂災害警戒避難ガイドライン検討委員会」（委員長：大久保駿（社）全国治水砂防協会理事長）を設置し、現在検討していただいているところです。検討結果が出次第、広くお知らせしますので、関係機関が連携して、土砂災害の特殊性を踏まえた実態的な警戒避難体制の整備・強化に役立てていただきたいと思います。

新たな5ヵ年計画に向けて議論してまいります

今年度は、砂防事業を含む国土交通省所管13事業に関する現「社会資本整備重点計画」が最終年度となることから、平成20年度から始まる新計画策定に向けて、「土砂災害対策懇談会」（委員長：大久保駿（社）全国治水砂防協会理事長）を設置し、議論していただいています。

土砂災害の多発、地球温暖化、地震の多発、活発な火山活動、少子高齢化、過疎化、市町村合併、厳しい財政状況等の現状を踏まえて、今後の砂防事業はいかにあるべきか。会員の皆様からもぜひ貴重なご意見をいただきたいと思いますと思っています。

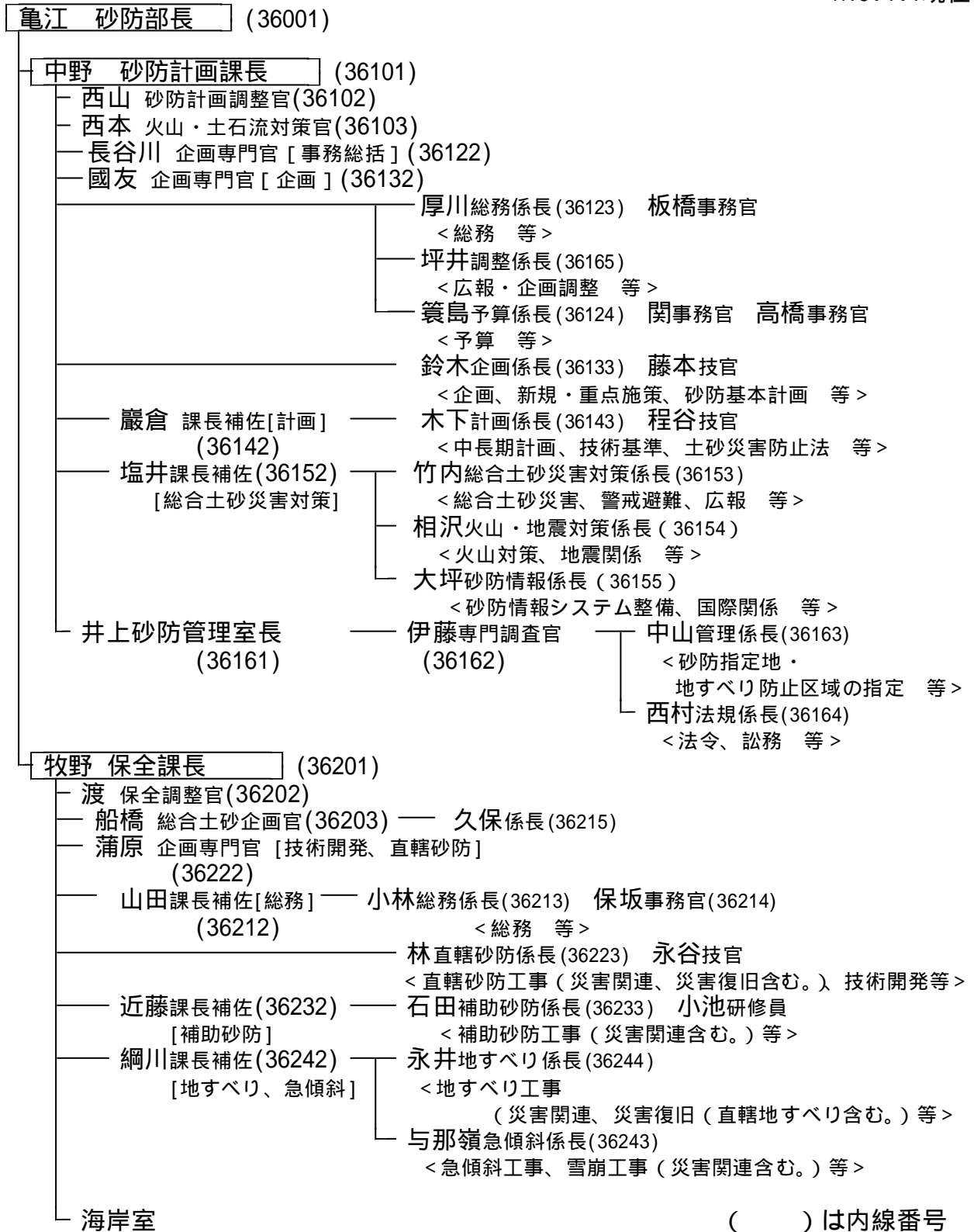
また、国土形成計画法に基づく全国計画が平成19年度中に策定される予定であり、同広域地方計画が平成20年度策定に向けて検討が本格化します。これらの中に、土砂災害対策をしっかりと位置づけていく必要があります。機会を捉えて、積極的なご意見を願います。

今年もまた雨期が近づいてきます。長雨や集中豪雨等による土砂災害が心配されます。防災は備えが大切です。そして備えは人間の知恵が成せるものです。住民、NPO、市町村、都道府県、国などが連携して土砂災害に備えていく必要があります。砂防事業に対するご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

砂防部長 亀江幸二

国土交通省砂防部組織概要

H19.4.1現在



〒100-8918 東京都千代田区霞が関2丁目1番3号
03-5253-8111(代表)

能登半島地震による土砂災害発生状況

土砂災害発生状況 計65件 (4/13 10:00現在)
 石川県64件 (人的被害無し・家屋被害2件)
 富山県 1件 (人的被害無し)



【能登半島地震 概要】

発生:平成19年3月25日 9:42
 震源:能登半島 輪島市南西約30km
 マグニチュード:(M6.9)
 震源深約11km
 最大震度:6強(輪島市等)



22.輪島市 深見町 深見



45.輪島市 門前町 小山



44.羽咋郡 志賀町 赤崎



49.輪島市 門前町 中平1



能登半島地震による土砂災害に対する砂防部の支援

緊急調査

寺田土砂管理研究グループ長(土研)による緊急調査(3月25日~26日)

湯沢砂防事務所チームによる緊急調査(3月25日~27日)

国総研及び土研による現地調査(3月27日~30日)

砂防ボランティアによる現地調査(3月26日~28日)

石川県、富山県、直轄立山砂防



北陸地整の緊急調査(能登空港)

復興支援

砂防部担当補佐による復興支援(3月27日)

へりによる調査及び技術的助言

砂防部保全課より災害の復興支援のために
担当係長を石川県に派遣(4月5日~6日)

・災害緊急事業の採択に関する協議を実施



本省担当係長と石川県の協議(石川県庁:4月6日)

災害関連緊急砂防等事業

財務協議(4月16日の週より実施予定)

速やかに決定し、地域の復興を支援する。

その他

北陸地整による支援

輪島市に支援センター設置

・災害状況の緊急調査、
復旧のための技術的支援

北陸地整バイク隊による現地調査

・自動車による調査不能区間を重点調査

北陸地整バイク隊

金沢河川国道事務所 2名(バイク2台)

砂防ボランティア等による支援

危険箇所の緊急点検を実施(3月26日~)

震度5弱以上を観測した地域の土砂災害危険箇所(土石流、地すべり、がけ崩れ)を石川県と連携して点検



支援センター



災害対策機械名	派遣台数
対策本部車	3台
待機支援車	2台
照明車	3台
衛星通信車	4台
橋梁点検車	1台
Ku-SAT	1台

平成18年度における土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定状況について

頻発する土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害が発生した場合に被害が生ずるおそれのある区域を指定し警戒避難体制の整備や開発行為の制限等のソフト対策を推進する目的で、平成13年に「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という）」が施行され、全国で土砂災害警戒区域等の指定が進められてきました。

平成19年3月31日時点で土砂災害警戒区域の指定数は全国で43,722箇所、土砂災害特別警戒区域は17,926箇所となり、平成17年度末と比べて指定箇所数は土砂災害警戒区域で約3.1倍、土砂災害特別警戒区域で約2.6倍となりました。

土砂災害警戒区域については大雨等により土砂災害の被害を受けるおそれがあるため警戒避難が必要です。また、特別警戒区域については、一定の開発行為の制限がかけられています。今後出水期に向けて、市町村や住民の方は注意して下さい。

また、この土砂災害警戒区域以外にも、全国には約52万箇所の土砂災害危険箇所があります。各都道府県により詳細な調査を実施し平成22年度に約20万箇所の土砂災害警戒区域等の指定を目指し、早期に警戒避難等の体制が図られるよう努めてまいります。なお、国土交通省砂防部では、市町村の土砂災害に対する警戒避難体制を支援するため「土砂災害警戒避難ガイドライン」の検討を進めているところであり、都道府県や関係機関と連携した取り組みを進めてまいります。

全国における土砂災害警戒区域等の指定状況

2007/03/31現在

都道府県	土石流		急傾斜		地すべり		計		市町村数
	土砂災害警戒区域		土砂災害警戒区域		土砂災害警戒区域		土砂災害警戒区域		
		うち土砂災害特別警戒区域		うち土砂災害特別警戒区域		うち土砂災害特別警戒区域		うち土砂災害特別警戒区域	
北海道	2	2	48	46	0	0	50	48	13
青森県	237	146	748	682	0	0	985	828	8
岩手県	273	201	307	298	0	0	580	499	9
宮城県	112	80	74	73	0	0	186	153	12
秋田県	236	0	273	0	0	0	509	0	8
山形県	211	149	90	89	0	0	301	238	8
福島県	161	101	175	170	0	0	336	271	16
茨城県	69	62	164	153	0	0	233	215	7
栃木県	545	393	721	701	12	0	1,278	1,094	20
群馬県	65	62	101	97	0	0	166	159	6
埼玉県	96	75	249	155	0	0	345	230	8
千葉県	0	0	24	24	0	0	24	24	2
東京都	106	0	248	0	1	0	355	0	2
神奈川県	37	29	24	0	0	0	61	29	3
山梨県	360	285	529	522	59	0	948	807	11
長野県	1,314	1,118	2,860	2,518	0	0	4,174	3,636	29
新潟県	224	47	198	33	43	0	465	80	12
富山県	132	79	321	304	45	0	498	383	7
石川県	127	113	13	13	1	0	141	126	12
岐阜県	401	332	0	0	0	0	401	332	3
静岡県	193	99	489	266	0	0	682	365	21
愛知県	52	43	139	132	0	0	191	175	27
三重県	12	0	5	0	0	0	17	0	1
福井県	1,759	1,324	1,507	1,442	0	0	3,266	2,766	17
滋賀県	531	189	655	514	0	0	1,186	703	23
京都府	84	59	171	162	19	0	274	221	4
大阪府	0	0	332	332	0	0	332	332	27
兵庫県	419	0	646	0	0	0	1,065	0	7
奈良県	33	0	130	0	0	0	163	0	3
和歌山県	8	8	7	0	0	0	15	8	1
鳥取県	998	0	1,272	2	0	0	2,270	2	12
島根県	4,129	0	6,618	0	0	0	10,747	0	6
岡山県	429	34	543	40	0	0	972	74	21
広島県	1,164	961	1,699	1,654	0	0	2,863	2,615	13
山口県	20	0	15	0	0	0	35	0	1
徳島県	38	0	19	0	0	0	57	0	11
香川県	97	0	15	0	0	0	112	0	3
愛媛県	258	222	84	84	0	0	342	306	6
高知県	315	0	624	0	0	0	939	0	2
福岡県	5	5	6	0	0	0	11	5	1
佐賀県	1	0	2	0	0	0	3	0	1
長崎県	101	80	313	300	0	0	414	380	1
熊本県	368	280	106	104	0	0	474	384	13
大分県	97	81	166	165	0	0	263	246	12
宮崎県	31	0	160	0	0	0	191	0	21
鹿児島県	1,610	70	3,190	122	0	0	4,800	192	17
沖縄県	0	0	2	0	0	0	2	0	1
合計	17,460	6,729	26,082	11,197	180	0	43,722	17,926	469
47都道府県		うち特別 土石流		うち特別 急傾斜		うち特別 地すべり		うち特別 計	市町村数

土砂災害警戒避難ガイドラインについて

土砂災害防止法により、土砂災害警戒区域等の指定を受けた地域では、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を市町村地域防災計画に定めること等が規定されている。

一方、近年の土砂災害においては、多数の台風や集中豪雨により日本各地で土砂災害が発生し、多くの人命が失われ、土砂災害に対する警戒避難体制が課題。

このため、国土交通省において、市町村の土砂災害に対する警戒避難体制の整備を支援するために、特に留意すべき事項を「土砂災害警戒避難ガイドライン」として作成するため、学識経験者等による「土砂災害警戒避難ガイドライン検討委員会」を設置。第1回委員会を平成19年1月15日、第2回委員会を3月22日に開催。

「土砂災害警戒避難ガイドライン」について、平成19年4月末目途に地整及び都道府県に通知予定。今年度出水期前までに全国の市町村に周知し、警戒避難体制の整備を図る。

平成19年度 土砂災害に対する全国統一防災訓練」

(1) 目的

土砂災害に対する警戒避難体制の強化と防災意識の高揚を図ることを目的とする。

(2) 統一実施日 平成19年5月27日 (日)

(3) 主催 国土交通省、都道府県、市町村

(4) 参加機関等

地域住民、自主防災組織 等
市町村、警察署、消防署、消防団、自衛隊、気象台等
都道府県本庁、地方出先機関
国土交通省本省、地方整備局、事務所

(5) 重点実施事項

土砂災害防止法の区域指定箇所における実施
平成18年に土砂災害が発生した箇所における実施
土砂災害警戒情報を活用した避難勧告等の発令
災害時要援護者を主体とした住民の避難訓練

(6) 想定する災害

風水害、地震、火山噴火等による土砂災害

(7) 実施内容

情報伝達訓練
・行政の防災担当職員を対象とした情報伝達
・土砂災害警戒情報の発表 (試行含む)
・避難勧告等の発令
・前兆現象に係る情報伝達
・災害発生に伴う被災状況等の報告

避難訓練

・災害時要援護者を主体とした地域住民の避難
・消防団、自主防災組織等による住民の避難支援
・避難勧告等の発令から避難所までの行動 (避難経路、避難所の確認)

その他訓練

・集落の孤立化を想定した自衛隊ヘリによる救出訓練
等を適宜計画する。

(8) 実施計画及び訓練シナリオの作成

都道府県は、市町村及び関係機関等と調整の上、実施計画及び訓練シナリオを作成する。

各都道府県消防防災主管部長 砂防主管部長宛てに「土砂災害に対する防災訓練の実施について」(H19.1.11消防庁防災課長、国土交通省砂防計画課長による連名通知)を发出済み。

(H18実施結果)

統一実施日 H18.6.8 (木)

参加機関

地元住民
市町村、消防署、警察署、消防団
都道府県
国土交通省 等

参加人数

7,216人(6/8) (全都道府県 計8,938人)
行政 4,221人(6/8) (全都道府県 計5,236人)
住民 2,995人(6/8) (全都道府県 計3,702人)

災害時要援護者の避難訓練



鹿児島県垂水市 (H18.6.8)